

## 短期入所生活介護桂寿苑料金表(個室ユニット)

	要介護区分	①給付単位	②看護体制加算 I	③サービス提供体制強化加算	④夜勤職員配置加算	⑤居住費(円)	⑥食費(円)	1日の合計利用料(円)
第1段階	要介護1	704	4	18	18	880	300	1,924
	要介護2	772	4	18	18	880	300	1,992
	要介護3	847	4	18	18	880	300	2,067
	要介護4	918	4	18	18	880	300	2,138
	要介護5	987	4	18	18	880	300	2,207
第2段階	要介護1	704	4	18	18	880	600	2,224
	要介護2	772	4	18	18	880	600	2,292
	要介護3	847	4	18	18	880	600	2,367
	要介護4	918	4	18	18	880	600	2,438
	要介護5	987	4	18	18	880	600	2,507
第3段階①	要介護1	704	4	18	18	1,370	1,000	3,114
	要介護2	772	4	18	18	1,370	1,000	3,182
	要介護3	847	4	18	18	1,370	1,000	3,257
	要介護4	918	4	18	18	1,370	1,000	3,328
	要介護5	987	4	18	18	1,370	1,000	3,397
第3段階②	要介護1	704	4	18	18	1,370	1,300	3,414
	要介護2	772	4	18	18	1,370	1,300	3,482
	要介護3	847	4	18	18	1,370	1,300	3,557
	要介護4	918	4	18	18	1,370	1,300	3,628
	要介護5	987	4	18	18	1,370	1,300	3,697
第4段階	要介護1	704	4	18	18	2,300	1,445	4,489
	要介護2	772	4	18	18	2,300	1,445	4,557
	要介護3	847	4	18	18	2,300	1,445	4,632
	要介護4	918	4	18	18	2,300	1,445	4,703
	要介護5	987	4	18	18	2,300	1,445	4,772
第4段階 (2割負担)	要介護1	1408	8	36	36	2,300	1,445	5,233
	要介護2	1544	8	36	36	2,300	1,445	5,369
	要介護3	1694	8	36	36	2,300	1,445	5,519
	要介護4	1836	8	36	36	2,300	1,445	5,661
	要介護5	1974	8	36	36	2,300	1,445	5,799
第4段階 (3割負担)	要介護1	2112	12	54	54	2,300	1,445	5,977
	要介護2	2316	12	54	54	2,300	1,445	6,181
	要介護3	2541	12	54	54	2,300	1,445	6,406
	要介護4	2754	12	54	54	2,300	1,445	6,619
	要介護5	2961	12	54	54	2,300	1,445	6,826

# 介護予防短期入所生活介護(個室ユニット)

きんりゅうケアセンター 桂寿苑 令和 6年 8月 1日

	要介護区分	①給付単位	③サービス提供体制強化加算	④夜勤職員配置加算	⑤居住費(円)	⑥食費(円)	1日の合計利用料(円)
第1段階	要支援1	529	18		880	300	1,727
	要支援2	656	18		880	300	1,854
第2段階	要支援1	529	18		880	600	2,027
	要支援2	656	18		880	600	2,154
第3段階①	要支援1	529	18		1,370	1000	2,917
	要支援2	656	18		1,370	1000	3,044
第3段階②	要支援1	529	18		1,370	1300	3,217
	要支援2	656	18		1,370	1300	3,344
第4段階	要支援1	529	18		2,300	1,445	4,292
	要支援2	656	18		2,300	1,445	4,419
第4段階 (2割負担)	要支援1	1058	36		2,300	1,445	4,839
	要支援2	1312	36		2,300	1,445	5,093
第4段階 (3割負担)	要支援1	1587	54		2,300	1,445	5,386
	要支援2	1968	54		2,300	1,445	5,767

※介護職員等処遇改善加算として、介護度別サービス利用料金に加算を加えた所定単位数に14.0%を加算いたします。

※介護保険上、30日以上連続して短期入所生活介護を利用する事は出来ません。

30日を超えてショートステイを連続利用された場合、初めの30日間は介護保険が適用されますが、31日目は介護保険の給付対象外の全額自己負担となります。短期入所生活介護事業所は、31日目～60日まで、1日につき30単位の長期利用者提供減算適用となり、61日目以降は、長期利用の適正化を図り、サービスの目的に応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均等を図る単位数となります。(連続利用61日目以降)

## 【料金説明】

①1日の利用料は、『給付単位』となります。(おむつ代等も含みます)

②看護体制加算・・・常勤の看護師を1人以上配置していますので、1日4単位(4円)の加算があります。

③サービス提供体制強化加算・・・直接介護に携わる介護職員の中で介護福祉士が全体の60%を超えていますので、1日18単位(18円)の配置加算があります。

④夜勤職員配置加算・・・夕方から早朝にかけて夜勤時間に職員を多く配置していますので、1日18単位(18円)の配置加算があります。  
※予防事業所を利用される場合はありません。

⑤居住費(2,300円)

⑥食費(1,445円)《朝食300円、昼食690円、夕食455円》の合算が料金となります。

⑦『軽減』について・・・市町村民税世帯非課税の世帯の方に関しましては、介護保険より居住費と食費の補助が出ます。その為、費用が減額されます。市町村民税世帯課税の方は第4段階になります。

⑧若年性認知症利用者受入加算(若年性認知症の方のみ対象)・・・1日120単位(120円)の加算があります。

⑨緊急短期入所受入加算・・・居宅サービス計画に計画されていない緊急的な受け入れを行った時に、1日90単位(90円)の加算があります。

⑩送迎を希望される方は、送迎加算として片道184円が合計利用料に加算されます。

⑪個人で持ち込まれる電気製品は、電気代をいただきます。

(冷蔵庫300円/月、テレビ300円/月、貸し出しテレビ300/日、その他電気製品は1コンセントにつき100円/月)